

(前文)

いつまでも健康でいることは、わたしたち大和市民の共通の願いです。

人の平均寿命が延びたことによって、医療や介護の需要が高まり、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる健康寿命という考え方が生まれました。この健康寿命を延ばすためには、自らが健康に興味を持ち、健康づくりに継続的に取り組む姿勢が欠かせません。

「歩く」ことは人間の基本的動作であり、適度な運動として、年齢、時間、場所を問わず、誰もが気軽に無理なく行うことができます。また、皆で楽しく取り組めば、周りの人へのあいさつからコミュニケーションが生まれ、まちに笑顔が広がります。このように「歩く」ことで心身の健康につながることを期待できます。

わたしたちは「歩く」ことを通じて日常生活に根付いた身近な健康づくりに取り組み、一人ひとりの「歩く健康づくり」が実現するよう、この条例を制定します。

**【解説】**

- ・前文は、この条例を制定するにあたっての背景や経緯、意図を示しています。
- ・平均寿命が延びたことに伴って、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の重要性が増し、健康寿命という考え方が生まれました。
- ・健康寿命を延ばすには、自らが健康づくりに取り組む姿勢が必要になります。
- ・「歩く」ことは老若男女を問わず、気軽に取り組むことができます。また、継続的に取り組むことで「生活習慣病の予防」、「体脂肪の減少による肥満解消」、「血圧や血糖値の改善」、「骨粗しょう症の予防」、「リラックス効果及びストレス解消」など心身の健康への効果が期待できます。
- ・このように、日常生活に身近で、人間の基本的な動作である「歩く」ことを通じて、一人ひとりの健康づくりが実現するよう、「歩く」ことに関する施策を推進することを市全体の意思として、明確に表示しています。

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた精神にのっとり、歩く健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体等の役割とともに、基本理念を実現するための基本的な事項を定めることにより、歩く健康づくりに関する施策の総合的な推進を図り、もって市民一人ひとりの生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

## 【解 説】

- ・この条例は、歩く健康づくりの推進に関する基本理念と、関係者の役割や市の施策に関わる基本的な事項を定めたものであり、市民に対して義務を課し又は罰則を設けることを目的とするものではありません。
- ・「市の責務並びに市民及び団体等の役割」において、市については、歩く健康づくりに関する取組の中で施策を展開する上での中心的な存在になるため「責務」としています。市民及び団体等については、日常生活やそれぞれの活動の範囲内で、主体的に歩く健康づくりを進めながら、市の取組に参加または協力していただくため「役割」としています。
- ・市が市民、団体等と連携して、身近に取り組める「歩く」ことに関する施策等を推進することによって、自らが健康に興味を持てる環境づくりを進めていくことを市全体の意思表示として明確にするために、この条例を制定するものです。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歩く健康づくり 日常生活の中で歩くことに着実に取り組むことによって、自らの生活習慣の改善等、心身の健康づくりに取り組むことをいう。
- (2) 団体等 市内において活動する団体及び事業者をいう。

## 【解 説】

- ・「歩く健康づくり」は、人間の基本的動作である「歩く」ことを意識し、健康づくりを目的として、それぞれの環境に合わせて主体的に取り組むことを意味しています。
- ・「団体等」は、市内で活動する公共的団体、サークル及び事業者を意味しています。

### (基本理念)

第3条 歩く健康づくりは、市民自らが、それぞれの健康状態に応じて取り組み、積極的かつ継続的に行うものとする。

- 2 歩く健康づくりは、市、市民及び団体等が連携を図りながら協力することで、皆が取り組みやすい環境を構築することによって行われるものとする。

## 【解説】

- ・歩く健康づくりは、各個人が主体的に取り組むことが前提であるため、まずは個人の取組を促していくことを示しています。
- ・「歩く」ことは幅広い年齢層の方が取り組めますが、健康状態はそれぞれ個人差があります。継続して取り組むことで効果が得られるものなので、無理をせず、自分の健康状態に合わせて取り組むことを示しています。
- ・歩く健康づくりは、幅広い年齢層の方が主体的に取り組むことが望まれます。そのため、市は、市民や団体等の協力を得ながら、皆が取り組みやすい環境を築くことを定めています。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、歩く健康づくりの推進に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

## 【解説】

- ・歩く健康づくりは、誰もが気軽に無理なく行えるため、様々な施策の実施が可能となります。また、市は歩く健康づくりの推進の中で情報の収集、施策の立案や関連事業との調整など、歩く健康づくり事業を運営する上で中心的な存在となることから、常に第3条に定める基本理念を念頭に置きながら、施策を着実に推進していくことを示しています。

### (市民の役割)

第5条 市民は、自ら歩く健康づくりに取り組むことで、心身ともに健康な生活を目指すよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、地域又は職場における歩く健康づくりに関する活動及び市が実施する歩く健康づくりの推進に関する施策に参加するよう努めるものとする。

## 【解説】

- ・歩く健康づくりの取組を推進するうえで、市民自らが主体的に取り組むことが重要になるため、市民の自主的な取組を求めています。
- ・家庭、地域又は職場における歩く健康づくりに関する活動や市の施策に参加することで、個人の自主的な取組につながるように、その参加を求めています。

(団体等の役割)

第6条 団体等は、その活動を行うにあたっては歩く健康づくりの推進に配慮するよう努めるとともに、市が行う歩く健康づくりの推進に関する施策に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

**【解説】**

- ・団体等の自主的な活動において、歩く健康づくりの推進への配慮を求めることで、その構成員への普及を目指すとともに、市の施策への協力を通して、歩く健康づくりの気運を高め、普及への協力を求めています。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念に基づき、市民及び団体等と連携し、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 歩く健康づくりに関する情報の収集及び広報
- (2) 歩く健康づくりに関するイベントの開催
- (3) 歩く健康づくりに取り組みやすい環境整備
- (4) その他歩く健康づくりに必要と認める施策

**【解説】**

- ・「歩く健康づくりに関する情報の収集及び広報」とは、市民の自主的な取組が適切かつ有効なものとなるように、歩き方や歩くことの効用についての情報収集に努め、周知、啓発に努めていくことをいいます。
- ・「歩く健康づくりに関するイベントの開催」とは、歩く健康づくりに取り組むきっかけを与えることや、取組を一層推進していくこととなるイベントを実施し、歩くことに取り組める場を提供することをいいます。
- ・「歩く健康づくりに取り組みやすい環境整備」とは、市民が日常の中で歩くことを意識できるように、市が実施する施策を活用して環境を整備していくことをいいます。
- ・「その他歩く健康づくりに必要と認める施策」とは、第1号から第3号までの施策以外で、歩く健康づくりを推進するための取組をいいます。

(市民及び団体等に対する支援)

第8条 市は、市民が歩く健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、市民による活動又は団体等が行う事業に対し必要な支援を行うものとする。

## 【解説】

- ・「必要な支援」とは、市が持ちうる手段を用いて、市民や団体等が行う事業が円滑に実施され、その役割を明確にしながら、多くの参加者が見込まれるようにしていくことを目指しています。

(財政上の措置)

第9条 市は、歩く健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 【解説】

- ・歩く健康づくりに関する様々な取り組みを実施するためには財源が必要になります。市は、他の施策との関係や財政状況などを総合的に勘案しながら、歩く健康づくりに関する予算が、適正なものとなるよう努めます。